

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギー性能の高い家電（以下「省エネ家電」という。）の買換えを促進することを目的とし、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギー使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）で定めた家電の省エネ基準の達成状況を、小売事業者等が分かりやすく表示したラベルをいう。

(2) 省エネ基準達成率 省エネ法に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準の達成率をいう。

(補助対象者及び補助金の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 申請日時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある個人であること。

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、市内の販売店舗等において新品の省エネ家電を、買換えを目的として購入し、自らが居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一のものに限る。）に設置していること。

(3) 第1号に規定する者と生計を一にする世帯員全員が規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。

(4) 同一の省エネ家電に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。

(5) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象省エネ家電)

第4条 補助金の対象となる省エネ家電は、次の各号に定めるものとする。

(1) エアコン（統一省エネラベル3星以上のものに限る。）

(2) 冷蔵庫（省エネ基準達成率100パーセント以上のものに限る。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに補助対象者が支払った省エネ家電の購入費及び取換工事又は設置工事に要する経費とする。ただし、補助対象者自ら行った工事に要した経費は除く。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の20パーセントと次条に規定する補助上限額とを比較していずれか低い方の額とする。

3 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助上限額等）

第6条 補助上限額は、1台あたり3万円とする。

2 前条の規定による補助金の交付は、第3条第2号に規定する期間内において、本人又は本人と生計を一にする世帯員のいずれか1度のみとし、第4条に規定する補助対象省エネ家電2台を上限とする。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 明細書（別紙）

(2) 補助対象経費が分かる領収書の写し

(3) 買換え前後の家電の写真

(4) 口座情報が分かるものの写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（電子情報処理組織による電子申請等）

第9条 第7条の規定による申請は、魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）及び魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（令和3年魚津市規

則第2号)で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、第8条第1項に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定及び額の確定取消通知書(様式第4号)にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定者が、第3条第5号に該当しないことが判明したとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(関係書類の保存)

第11条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。